

○古物営業の許可の取消し

(第 6 条第 1 項及び第 2 項)

改正 平成 24 年 11 月 27 日 平成 26 年 3 月 20 日
平成 29 年 3 月 22 日 平成 30 年 10 月 24 日
令和元年 12 月 14 日 令和 3 年 4 月 15 日

処分基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	古物営業法
根拠条項	第 6 条第 1 項及び第 2 項
処分の概要	古物営業の許可の取消し
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	古物営業法第 4 条(許可の基準)
処分基準	古物営業法第 6 条第 1 項各号又は第 2 項に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、古物営業の許可の取消しを行うものとする。ただし、次のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているときなどを除く。 ・法人の責めに帰すことのできない事由によって法第 4 条第 11 号に該当することとなった場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問合せ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室